

株式会社地域新聞社 株主の皆様へ

株主 バイオセラミック株式会社

株式会社地域新聞社第 41 期定時株主総会における議決権の代理行使のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、バイオセラミック株式会社（以下「本株主」といいます。）は、2025 年 11 月 30 日開催予定の株式会社地域新聞社（以下「当社」といいます。）第 41 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社取締役会が上程する第 2 号議案「取締役 5 名選任の件」（以下「本 2 号議案」といいます。）のうち候補者番号 1 の細谷佳津年氏の再任の否決（本株主が提案する候補者への差し替え）及び第 6 号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新の件」（以下「本 6 号議案」といいます。）の否決を目指すべく、株主の皆様へ、以下のとおりご案内させていただきます。

- 1 当社は上場以来、長きに亘って業績及び株価が低迷し続けており、本書作成日時点においても、当社の時価総額は僅か 20 億円程の水準に留まっております。そのため、当社の時価総額は、未だ当社が上場している東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（現行基準である時価総額 40 億円）に対して大幅未達の状態にあり、計画期間の終了日である 2026 年 8 月末までに時価総額 40 億円以上を確保できなければ、上場廃止となる恐れがあります。かかる上場維持基準の達成は、当社における経営の最重要課題であることに疑いの余地はありません。しかしながら、現在の広告市場環境、紙媒体依存による売上成長の鈍化、デジタル競争環境の激化等により、当社における現状の事業モデルの枠内では時価総額 40 億円への到達が極めて困難であることもまた事実であります。そのため、当社においては、新規事業の創設を含む抜本的な事業構造改革を行い、新たな成長戦略を通じて業績及び株価の向上を図ることが必要かつ急務である一方、それに費やすことができる時間は極僅かであり、もはや一刻の猶予もありません。

既に現経営陣が当社の取締役として選任ないし再任された時点で、その対応が当社の喫緊の課題であったことは十分認識されていたはずであるにもかかわらず、細谷佳津年氏を中心とする当社の現経営陣（取締役会）はその任期の間、抜本的な事業構造改革・成長戦略とはおよそ評価することができない場当たり的な施策を打ち出すに留まり、何らの成果も生み出すことなく、ただひたすら時間を無為に浪費しました。その結果が、上記のとおり計画期間満了まで 1 年を切った現時点においても、未だ上場維持基準の大幅未達の状態にあるという惨状であり、このような危機的状況を招いた現経営陣、とりわけ代表取締役社長の任にあった細谷佳津年氏の責任は極めて重いと断じざるを得ません。

- 2 さらに付言すると、当社の現経営陣は、2025 年 10 月 17 日に、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」を更新し、本総会の議題として提案することを決議した上、同年 11 月 10 日には、特定の株主らにおいて共同協調行為に該当する行為が行われている疑いがあるなどとして、①本特定株主らによる共同協調行為の存否に関

する判断に向けた検討手続の開始、及び②本買収防衛策に関して設置された独立委員会に対する共同協調行為が行われていると認定することの是非について諮問する旨を決議しました。その点、当社の置かれている上記の危機的状況を踏まえれば、現経営陣に対して不満を持つ株主が本株主以外にも相当数存在していることは想像に難くありませんが、現経営陣は、自身の再任に反対する可能性のある株主らに対して共同協調行為を無根拠に認定し、強引に対抗措置の発動を図るなど、自らの保身のための手段として買収への対応方針を悪用することを企図しているとの懸念も窺われます。

- 3 いずれにしても、もうこれ以上、現経営陣にこのまま当社の経営を委ねることはできません。細谷佳津年氏を中心とする現経営陣の経営方針に問題がある以上、本株主は、細谷佳津年氏を経営陣から除外し、細谷佳津年体制から脱却すべきと判断しました。

以上の理由により、本株主は、細谷佳津年氏について、本株主が提案する候補者に差し替えるべきと考えた次第です。

そこで、株主全員の利益の最大化を図る経営の実現に向け、本2号議案のうち候補者番号1の細谷佳津年氏の再任の否決（本株主が提案する候補者への差し替え）及び本6号議案の否決を実現させるために、株主の皆様のご賛同とお力添えをよろしくお願い申し上げます。

つきましては、同封の議決権行使に関する「委任状」をご作成いただき、「議決権行使書」用紙（当社側から招集通知と一緒に届く書類）と共に同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

謹白

- ※ 議決権行使書用紙がない場合には、別途身分証明書類のご返送をお願いします。

※ 委任状と一緒にご返送いただく議決権行使書用紙は、株主様ご本人の確認書類として使用いたしますので、賛否のご記入は不要です。

委任状については、同封の委任状記載要領に従ってご記入いただき、議決権行使書用紙については、白紙のままご返送ください。

本書面の内容にご賛同いただける場合には、当社（株式会社地域新聞社）へ議決権行使書面及び委任状の返送はなさらぬようご注意ください。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

【名 称】 バイオセラミック株式会社
代表取締役 櫻井 重彰

【所在地】 東京都港区六本木二丁目 2 番 7 号クレール六本木 304

2. 議案に関する事項

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役 5 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
- 第 4 号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第 5 号議案 今後の戦略に関する基本方針の件
- 第 6 号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)の更新の件

上記各議案の内容は、株式会社地域新聞社の「第 41 期定時株主総会招集ご通知」8 頁以下の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」に記載のとおりです。本株主（バイオセラミック株式会社）は、上記議案のうち第 2 号議案につき候補者番号 1 の細谷佳津年氏の再任（本株主が提案する候補者への差し替えを予定）及び第 6 号議案に「反対」しております。

以 上